

国際スケート連盟コミュニケーション第 1596 号

ISU 理事会における決定事項

ISU 理事会が 2009 年 10 月 25-28 日にトルコのイスタンブールで開催された。決定事項は以下である。

1. ISU シンクロナイズド・スケーティング選手権 2011, (フィンランド/ヘルシンキ)

フィンランド・スケート協会の要望を受け、ISU シンクロナイズド・スケーティング選手権 2011 を (2011 年 4 月 1-2 日の代わりに)2011 年 4 月 8-9 日に開催することを理事会が決定した。

2. 省略(スピード関係)

3. 省略(2012 年 ISU 選手権関係)

4. フィギュア・スケーティングおよびスピード・スケーティングー競技部分の間における棄権および /または失格

現行のフィギュア・スケーティングの規程は、競技会中の棄権および /または失格に関する問題点を完全にはカバーしていない。既に進行中であるオリンピック・シーズンにおける論争や不都合を避けるために、ISU 理事会は組織規程第 17 条第 1 項 q) i) に従う特別権限を行使し、以下の規程変更を行なう。

『シングル&ペア・スケーティングおよびアイス・ダンス特別規程』

規程第 353 条第 4 項および規程第 579 条第 7 項 (結果の公表)

従来規程第 579 条第 7 項を修正し、規程第 353 条の中に新しく第 4 項 a)として移動し、それ以降の項番を振りなおす。

規程第 353 条第 4 項 結果の公表

a) 各競技の最終結果の発表では、除外された競技者 (得点不足や棄権のために次の競技部分の資格を得られなかった競技者) は競技を完全に終了した競技者の下に並べられ、このような除外された競技者は完了した競技部分までの順位に従って並べられる。

失格者は順位を失い、中間結果および最終結果には失格者 (DSQ) として公式に記される。競技を終了し当初は失格者より下位であった競技者は、それぞれの順位を繰り上げる。

理由：競技部分の間における棄権および失格の場合の順位および結果公表について明確にするため。

『シングル&ペア・スケート技術規程』

規程第 548 条 シングルおよびペアのフリー・スケート技術の滑走順

第 4 項および第 5 項を新規に挿入する。

第 4 項 次の競技部分に進むことができる成績を得た競技者の中の 1 人（組）以上が次の競技部分の開始前に棄権をした場合には、空いた枠は他の競技者に代わられることはなく、次の競技部分に進むことのできる競技者の最大数は棄権した競技者の数だけ減る。

次の競技部分の滑走順抽選の後で棄権が発表された場合には、滑走順およびウォームアップ・グループの変更はなされず、棄権者の枠は空けたままである。

第 5 項 次の競技部分に進むことができる成績を得た競技者の中の 1 人（組）以上が次の競技部分の開始前に失格となった場合には、当初は次の競技部分に進むことはできなかった競技者の中で先の競技部分で最も上位に位置する競技者が空いた枠に補充される。

そのような競技者は、第 1 ウォームアップ・グループの第 1 滑走者となり、他の競技者とともこのウォームアップ・グループを構成する。

2 人以上の競技者が追加される場合（例、同順位、ホスト・メンバー、失格による補充）には、第 1 ウォームアップ・グループは別々にウォームアップをする 2 つのサブグループに分割される。最初のサブグループでの追加された競技者の滑走順は、追加の別途抽選により決定される。

理由：競技部分の間における棄権および／または失格の場合の手続きを明確にするため。

棄権の場合には、棄権した競技者は公式結果のリストにとどまるので、次の競技部分の“空いた”枠は補充されない。しかしながら、失格の場合には失格者は公式結果のリストにとどまらないので、次の競技部分の“空いた”枠は補充される。

規程第 579 条

第 7 項を削除（第 353 条第 4 項に移動）し、以下の新しい第 7 項に置き換える。

第 7 項 結果の公表については第 353 条第 4 項を参照のこと。棄権および／または失格者がある場合の競技者の滑走順については第 548 条を参照のこと。

『アイス・ダンス技術規程』

規程第 635 条 アイス・ダンスの滑走順の抽選

第 6 項、7 項、8 項を新規に追加する。

第 6 項 競技部分の間における棄権の場合には、規程第 548 条第 4 項が適用される。

第 7 項 競技部分の間における失格の場合には、規程第 548 条第 5 項が適用される。

第 8 項 結果の公表に関しては、規程第 353 条第 4 項を参照のこと。

理由：シングル&ペア・スケーティングの条項と一致させ、競技部分の間における棄権および／または失格の場合の手続きを明確にするため。

『シンクロナイズド・スケーティング特別規程』

規程第 738 条 結果の決定と公表

第 4 項 a)を新規に追加し、それ以降の項番を振りなおす。

a) 各競技の最終結果の発表では、棄権によりフリー・スケーティングに参加しなかったチームは競技を完全に終了したチームの下に並べられ、このような棄権したチームはショート・プログラムまでの順位に従って並べられる。

失格チームは順位を失い、中間結果および最終結果には失格チーム (DSQ) として公式に記される。競技を終了し当初は失格チームより下位であったチームは、それぞれの順位を繰り上げる。

理由：競技部分の間における棄権および／または失格の場合の結果について明確にするため。

『スピード・スケーティング&ショート・トラック・スケーティング』 (省略)

5. 省略(2010 ジュニアグランプリ予定)

6. 省略(2010 グランプリ予定)

7. 省略(スピード関係)

8. 省略(マレーシア連盟関係)

9. 利害衝突の回避

ISU 理事会は ISU コミュニケーション第 1481 号にある利害衝突の回避の規定は 2010 年総会まで効力を有すると決定した。しかしながら 2008 年総会における決定およびコミュニケーション第 1513 条第 1 項に含まれる明確化の通り、コミュニケーション第 1481 号第 4 項にある推奨事項は厳格には執行していないが、ISU、ISU 役員、役員の高潔性を保つために、出来る限りの可能な範囲内でメンバー、ISU 役員、役員により適用されるべきであると理事会は決定した。2010 年総会の後、理事会は ISU、国際競技会で得られた経験を評価し、利害衝突の回避における更なる対策の方向を決定する。

ミラノ

2009 年 11 月 13 日

ローザンヌ

日本語訳： 2009 年 12 月 22 日 第 1 版 (一部省略箇所あり)

ISU 会長 **Ottavio Cinqunta**

専務理事 **Fredi Schmid**